

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和6年3月13日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300299号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300096号

## 第1 結論

請求者のA社における平成6年9月1日から平成7年10月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年9月から平成7年9月までの標準報酬月額については、19万円から34万円とする。

平成6年9月から平成7年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年7月1日から平成7年10月21日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の給与と相違している。給与は、年俸制でもらっていたので毎月同額であるはずなのに、標準報酬月額が引き下げられているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成6年9月1日から平成7年10月21日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社における当該期間に係る標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年10月21日より前の平成7年10月11日付けで、平成6年及び平成7年の定時決定による標準報酬月額の記録が取り消され、平成6年9月1日に遡って19万円に減額処理されていることが確認できる。

また、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚について、請求者と同様に、平成7年10月11日付けで、平成6年及び平成7年の定時決定による標準報酬月額の記録が取り消され、平成6年9月1日に遡って減額処理されていることが確認できる。

さらに、A社の社会保険事務を管掌していた元役員及び元経理担当者は、請求期間当時、同社は社会保険料を滞納しており、これを解消するために社会保険事務所(当時)の指導に従い、従業員の標準報酬月額を遡って減額する届出を行った旨回答及び陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成7年10月11日付けで行われた標準報酬月

額の遡及減額処理は事実即した記録となっておらず、請求者について、平成6年9月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該遡及減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の平成6年9月1日から平成7年10月21日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に対し当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

一方、請求期間のうち、平成6年7月1日から同年9月1日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、複数の同僚と同様に平成6年7月の随時改定により減額されていることが確認できるものの、当該随時改定は、平成6年6月29日付けで処理されており、遡及処理されるなど不自然な点は見当たらず、請求者の標準報酬月額のみが不合理である状況はうかがえない。

また、A社の元事業主からは回答が得られず、上述の元役員及び元経理担当者は賃金台帳等を保管していない上、請求者及び回答が得られた同僚は、給与明細書等を所持していないことから、平成6年7月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認又は推認できない。

さらに、平成6年9月1日より前の期間について、上述の元役員及び元経理担当者は、請求者の給与額に基づき報酬月額の届出を行っていたと思われる旨陳述している。

このほか、平成6年7月1日から同年9月1日までの期間における厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成6年7月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。